

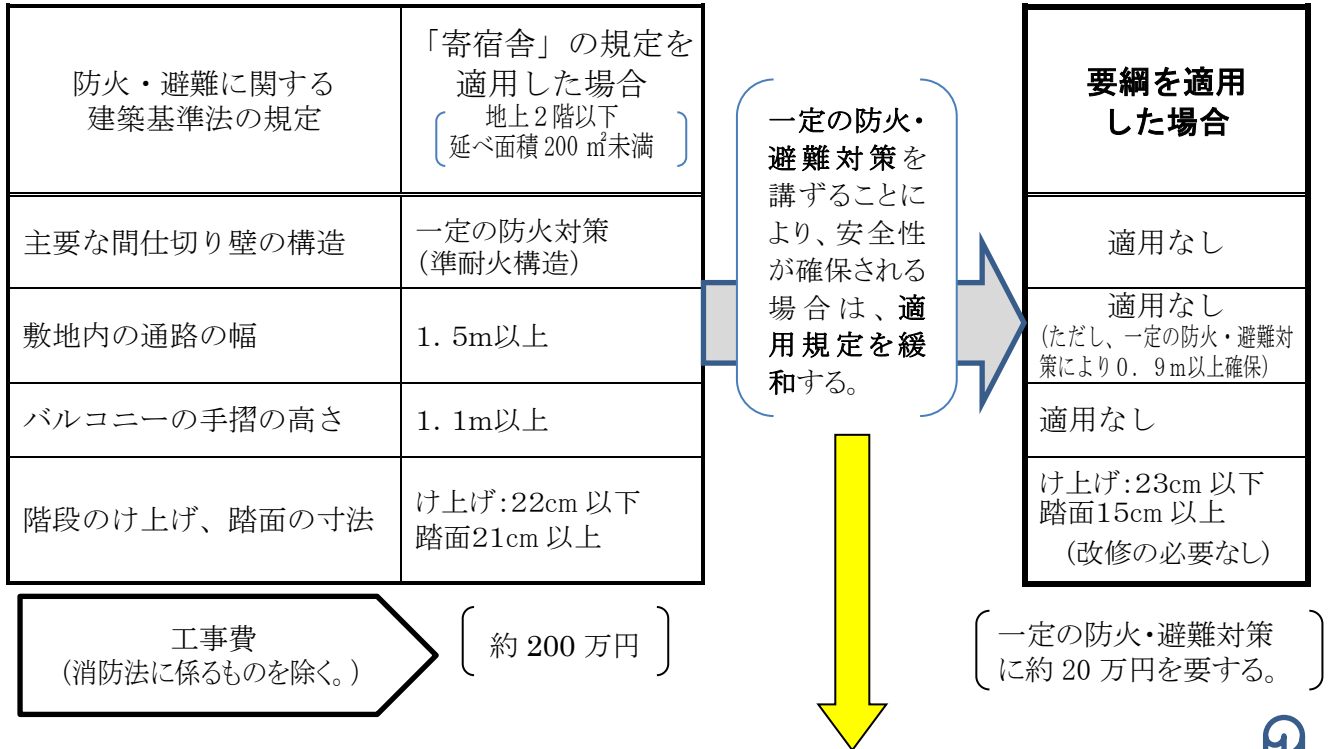
# 既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の緩和策(案)について

## 1 適用規定の緩和及び取扱要綱における防火・避難対策の概要

### ○要綱上対象となる建築物：

地上2階以下、延べ面積200㎡未満の既存の戸建て住宅を対象

### ○一定の防火・避難対策の実施による適用規定の緩和



### 必要とする防火・避難対策(案)

- ◆各階に消火器を、当該階の各部分から歩行距離20m以内に有効に設置
- ◆全ての居室、階段及び台所に住宅用防災警報器(連動型)等を設置
- ◆2階(避難階以外)には、面積1.2㎡以上かつ奥行き75cm以上の勾配のないバルコニー等を設置
- ◆1階の就寢室等には、当該就寢室等に掃き出し窓等を設置
- ◆就寢室出入口から1階の屋外への出口までの通常の経路に非常用の照明装置を設置
- ◆屋外への出口から敷地外に避難できる幅員90cm以上の通路の確保
- ◆避難訓練を年3回以上実施し、夜間の避難訓練も年1回以上実施
- ◆非常勤職員(外部サービスを利用する場合の派遣ヘルパーも含む)や、夜間支援従事者、利用者も全員訓練に参加
- ◆火災、地震等の様々な訓練を実施。可能な限り地域住民等が参加する訓練も実施
- ◆非常災害時における連絡体制の確保
- ◆火気管理と出火防止対策の徹底
- ◆夜間支援従事者の配置。(夜間支援従事者を配置しない場合は、自動火災報知設備及び消防への火災通報報知設備を設置) 等

○防火・避難対策を講ずることにより、用途変更の確認申請の提出は不要とする。

## 2 取扱要綱（案）に基づく手続き等の流れ

(グループホーム設置前)

**事前協議**

- 事業者は、グループホームの設置前に「協議書」を作成し、県障害福祉課、建築部局（特定行政庁）、市町村の消防部局の3部局と協議を行うこととする。

**取扱基準に基づき審査**

&lt;取扱基準&gt;

- ・ 対象：障害者総合支援法に基づく共同生活住居（グループホーム）として利用する場合で、2階以下（地下を有しない）かつ延べ面積 200 m<sup>2</sup>未満の既存の戸建て住宅とする。
- ・ 防火・避難対策：
  - ・ 消火器や住宅用防災警報器の設置等 8 項目
  - ・ 避難訓練の実施や夜間支援従事者の配置等 5 項目
- ・ 他法令等及び建築基準関係規定に適合

※取扱基準に適合する場合は、用途変更の確認申請を要しない。

**事業所の指定**

- 取扱基準に適合する場合、事業者は、県障害福祉課に事業所指定の申請を行う。
- 県障害福祉課は、事業所を指定等した場合、市町村の障害福祉担当部署、建築部局（特定行政庁）及び市町村の消防部局に指定した旨を通知する。

(グループホーム設置後)

**事後指導**

- 事業者は毎年度、避難訓練等の実施状況を記載した「報告書」を市町村の障害福祉担当部署を経由して、県障害福祉課に報告する。
- 県障害福祉課は、実地指導等により避難訓練等の実施状況を確認する。
- 適合しない場合、県障害福祉課は、建築部局（特定行政庁）及び市町村の消防部局と協力し、障害者総合支援法に基づく指導等（改善勧告・命令、事業所取消を含む指導）を行なう。